

## おきはくんウォーク協力店登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、おきはくん健康ポイント事業実施要領の趣旨に賛同し、おきはくんウォーク参加者に対し物資等を提供いただく協力企業等（以下「協力店」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協力店支援内容)

第2条 協力店の支援内容は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 商品の提供
- (2) 来店者、来場者へのサービス提供
- (3) その他、市長が認めるもの

### (対象協力店)

第3条 おきはくんウォーク協力店として登録の対象となる事が出来る者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 沖縄市けんこう応援
  - (2) 沖縄市で事業を営む個人または法人
  - (3) その他市長が認める事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としない。
- (1) 市税等を滞納している事業者
  - (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
  - (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される事業者
  - (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業所
  - (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの、又は事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
  - (6) 法令若しくは公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあると認められるもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

### (申込)

第4条 協力店の登録を受けようとする者は、「おきはくんウォーク協力店 登録申込書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、沖縄市役所健康福祉部市民健康課おきはくんウォーク事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(協力店の決定及び通知)

第5条 事務局は第4条に基づく申込があった場合は、速やかに申請書を確認、精査を行い、申請者に対して「おきはくんウォーク協力店 決定通知書」(様式2)にて通知する。

(申請内容変更)

第6条 協力店は、第5条の決定通知後に登録内容および協力内容を変更しようとする場合は、「おきはくんウォーク協力店 登録変更届」(様式3)に必要事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

(協力店の決定の取消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、協力店の決定を取り消すことができる。

- (1) 協力店が、第3条第2号各号のいずれかに該当することとなった場合
- (2) 協力店が、「おきはくんウォーク協力店 登録取消届」(様式4)を事務局に提出し、これを受領したとき
- (3) その他、市長が決定取消と判断した場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月23日から施行する。